

幸手市シティプロモーションロゴマーク ～ 使用ガイドライン～

1 はじめに

このガイドラインは、幸手市シティプロモーションロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を正しく使用していただくために、その表現方法や注意事項についてまとめたものです。

ロゴマークが市民の皆さまをはじめ多くの方々に親しまれ、愛されるよう、さまざまなものに積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

2 ご使用にあたって

- ① あらかじめ、市で定めた「幸手市シティプロモーションロゴマーク使用取扱要綱」を読み、使用要件を満たしていることを確認してください。
- ② 公職選挙法上の選挙運動におけるロゴマークの使用（頒布または掲示する文書図画、パンフレット又は書籍、選挙公報、新聞広報等への使用等。ポスターやいわゆるマニフェスト等を含みます）はご遠慮ください。また、選挙運動期間以外であっても、ロゴマークが特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与える使用につきましてもご遠慮願います。
- ③ デザインを変更する場合や、営利目的で使用したりする場合、立体物や動画を作成する場合には、市役所（シティプロモーション課）へ「使用承認申請書」の提出が必要です。
- ④ 「幸手市マスコットキャラクターさっちゃん」との併用も可能です。

3 基本デザイン

基本となるデザインはつぎのとおりです。

カラーイメージの表示色を変更することはできません。カラー、モノクロのいずれかを、そのまま使用してください。

●カラーの場合（指定色）

カラーで使用する場合、下記の色指定に従ってください。



●モノクロの場合



4 ロゴマークの表示ルールと使用禁止例

ロゴマークの各種デザインは、正しく表示することによってPR効果がたかまります。下記の表示ルール等を厳守のうえご使用ください。

①使用にあたっては、次の表記を付記することも可能です。

幸手市シティプロモーションロゴマーク



【表記例示】

「幸手市シティプロモーションロゴマーク」
ただし、スペースの関係で表記が難しい場合には
「幸手市ロゴマーク」でも可とします。

②デザインを拡大・縮小する際は、縦横等倍でおこなってください。（変形することはできません）

③左右反転して使用することはできません。

④指定色以外の色の使用はできません。

⑤ロゴマークを部分的に切り取って使用することはできません。

5 営利目的利用について

ロゴマークを商品に使ったり、商品パッケージに使う際には、幸手市の承認が必要となります。幸手市役所シティプロモーション課にて手続きしてください。

- ・幸手市シティプロモーションロゴマーク使用承認申請書
- ・企画書（使用方法、使用目的、製作物のデザインを記載したもの。様式自由）
- ・返信用封筒（返信先住所・郵便番号・宛名を記入し82円切手を貼る。）

※窓口で直接收受する場合には不要

◇四半期ごとに幸手市シティプロモーションロゴマーク使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出いただきます。

6 問い合わせ先

幸手市役所 総合政策部シティプロモーション課
シティプロモーション担当

【Tel】 0480-43-1111（内線682）

【E-mail】 citypro@city.satte.lg.jp